

横浜市行政不服審査会答申
(第50号)

平成30年7月18日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 30 年度施設・事業利用調整結果（保留）処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、審査請求人の第二子（以下「本件児童」という。）について、中福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）に対して、平成 30 年 2 月 5 日、中区に所在する A、B、C、D、E、F 及び G（以下「本件各保育所」という。）の利用を希望する保育所を変更する申請を行った。

処分庁は、本件各保育所の利用申込みに係る児童の数及び本件各保育所を現に利用している児童の数の総数が、本件各保育所の利用定員を超えたため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項の規定に基づき、利用調整を行い、平成 30 年 3 月 8 日、本件各保育所の施設利用を保留とするとの決定（以下「本件処分」という。）を行った。

同月 12 日、審査請求人は、本件処分を不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見の陳述において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

本件児童のランク及び調整指数の認定に際し、処分庁は、審査請求人の妻である本件児童の母の就労実績について、平成 29 年 1 月、2 月、6 月及び 7 月の就労実績に基づいて判断しているが、同時期は、第一子の保育園入園継続のために有給休暇及び看護休暇を取得したために雇用証明書に就労実績として記載されただけであり、実際には出勤していない時期である。そのため、かかる時期を基準に就労実績を判断するべきではなく、本来の就労実績であるところの第一子出産前の平成 27 年 1 月から 6 月までの就労実績に基づいて判断するべきである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書及び意見の陳述において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

横浜市においては、児童福祉法第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項による利用調整が必要な場合の基準として、「横浜市支給認定及び利用調整等実施要綱」（平成 26 年 10 月 10 日こ企第 580 号）、「横浜市支給認定及び利用調整事務取扱要領」（平成 26 年 10 月 14 日こ企第 581 号）、「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」（平成 26 年 10 月 14 日こ企第 583 号）を定めており、その解釈指針として「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の具体的運用について」（平成 26 年 10 月 14 日こ企第 545 号）を定めている。

本件児童の母の就労実績については、上記「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の具体的運用について」第 2 の 1 (2) の規定に基づいて、本件児童についての 2 回目の育児休業（平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 16 日まで）前の就労実績及び勤務時間から判断しており、適法かつ妥当なものである。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 横浜市における保育所利用調整に係る仕組み

横浜市は、児童福祉法第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項による利用調整について、「横浜市支給認定及び利用調整等実施要綱」、「横浜市支給認定及び利用調整事務取扱要領」、「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」（以下「本件基準」という。）を定めるとともに、かかる基準に関する解釈指針として「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の具体的運用について」（以下「運用指針」という。）を定め、かかる基準等に基づいて利用調整を実施している。

具体的には、本件基準第 2 及び第 3 において定められているとおり、利用調整は、まず、本件基準別表 2 「利用調整基準」及び別表 2 - 2 「その他の世帯状況」に基づき、当該利用申請の対象児童をランクによって区分し、施設ごとに利用申請をした者のうち、より高ランクの者から優先的に

利用を認めることとしており、同じ施設について同ランクの者が複数いるときには、更に、本件基準別表3「調整指数一覧表」に基づいて付与される利用調整指数によってその者の利用調整順位を判断することとされている。

そして、本件基準別表2は、対象児童のランク認定に際し、「父・母が保育できない理由、状況」をその類型ごとに考慮しているところ、そのうち「1(1)居宅外労働(外勤・居宅外自営)」の場合には、対象児童の父母の就労実績がランク判断の要素とされ、同人らの月の就労日数と1週間の就労時間に応じてランクが判断されることとなっている。

(2) 産休・育休明けの場合の就労実績の認定について

上記(1)のような利用調整制度の中で、対象児童のランク判断の前提となるその父母の就労実績の認定については、運用指針第2の1(2)においてその解釈指針が示されている。それによると、父母の就労実績について、「年度当初利用」の場合には、「利用前年の9月30日現在で」、「2か月の実績で判断」とされ、その場合で、当該父母が産休・育休明けのときには、「休業前の就労実績を実績とみな」とされている。

かかる産休・育休明けの場合の本件基準及び運用指針の定めについて、実出勤日数のみを基礎とするのか、あるいは実際に出勤しなかった日も含めるのか、更に、いかなる場合にいかなるランクを付して他の利用申請者との間の優先度をどのように決定するかといった点については様々な考え方が成り立ちうる。結局のところ、どのような基準を定めるかについては、一定の普遍的な基準を見出すことは困難と言わざるを得ず、市町村長が専門技術的ないし保育政策上の判断から可能な範囲で客観的な一定の基準を示して、それに従って行うほかなく、市町村長の裁量に属する事柄であるといえる。

したがって、かかる就労実績の認定について、運用指針第2の1(2)が、就労実績は「2か月の実績で判断」とし、「産休・育休明けで児童が利用する場合は、休業前の就労実績を実績とみな」としていることは、かかる横浜市長の裁量の範囲内の判断として適法だといえる。また、かかる就労実績の認定について定めた運用指針の規定が不当であるとして本件処分を取り消すべき事情もない。

(3) 本件児童の母の就労実績についての判断について

本件児童の母は、第一子につき、平成 27 年 7 月 6 日から同年 9 月 25 日まで産前産後休業を取得し、その後、同年 9 月 26 日から平成 29 年 1 月 30 日まで育児休業を取得している。また、第二子については、平成 29 年 2 月 23 日から同年 5 月 12 日まで産前産後休業を、同年 5 月 13 日から同月 31 日までの間に 1 回目の育児休業を、同年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 16 日までの間に 2 回目の育児休業を、それぞれ取得している。

そうすると、対象児童の母については、第一子についての育児休業取得後から本件児童についての産前産後休業取得前の平成 29 年 1 月及び 2 月と、本件児童についての育児休業の途中の平成 29 年 6 月及び 7 月に一定の就労期間があることとなる。そのため、本件児童についての育児休業途中の平成 29 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日までの間に上記(2)で示した運用指針第 2 の 1 (2)で定める 2 か月の就労実績が存在することとなる。

審査請求人は、本件児童についての育児休業の途中にある就労期間（平成 29 年 6 月及び 7 月）は、第一子の保育園継続のためのものであり、実際には出勤していなかったものであるから、これを就労実績から除外すべきであると主張する。また、その上で、第一子についての産前産後休業取得前の就労期間に基づいて本件児童の母の就労実績を判断すべきであると主張する。

しかし、本件のように、第一子及び本件児童が連続して生まれ、その育児休業ないし産前産後休業の間に一定の就労期間がある場合や、育児休業期間の途中で一時的に職場復帰をし、一定の就労期間がある場合などに、どの程度の就労の実態があれば、それを判断の基礎とするのか、また、それを就労実績と認定するとしてどの程度継続した場合にそれを判断の基礎とするのかといった判断もまた、処分庁の専門技術的ないし保育政策上の裁量判断によるべきである。

そして、かかる判断については、上記(2)で述べたとおり、運用指針第 2 の 1 において一定の指針が示されており、これに従えば本件児童の母については、本件児童についての育児休業期間中に 2 か月の勤務実績（平成 29 年 6 月及び 7 月）があるとした処分庁の判断は、処分庁に与えられた裁量を逸脱ないし濫用した違法なものであるとは認められない。また、本件においては、かかる指針に従った裁量判断の範囲内である本件処分について、不当な処分であるとして取り消すべき特段の事情は認められない。

(4) 本件における具体的な利用調整が適切であったか

その他、本件における利用調整について、本件各保育所のうち第一子が利用している保育所については本件児童をBランク、調整指数5と、その他の保育所については、本件児童をCランク、調整指数4と認定し、利用調整を行った点に違法又は不当な点はない。

(5) 結語

上記のとおりであるから、児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項の規定に基づく本件処分は、適法かつ妥当といえる。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年 3 月 30 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
平成30年 4 月 19 日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
平成30年 4 月 27 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年 6 月 8 日	・ 反論書受理
平成30年 6 月 12 日	・ 反論書の送付
平成30年 6 月 14 日	・ 口頭意見陳述の実施
平成30年 6 月 18 日	・ 審理手続の終結
平成30年 6 月 22 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年 7 月 5 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年 7 月 18 日	・ 調査審議